

地域全体で支えよう 子育て家庭

児童課 ☎ 66・1108

◆使ってお得な「はぐみんカード」

18歳未満のお子さんがいる家庭および妊娠中の方が、協賛店舗（はぐみん優待ショッピング）などで「はぐみんカード」を提示すると、店舗が独自に設定するさまざまなサービスを受けられます。



全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

市民課 ☎ 66・1110

妊娠中の方には、母子手帳交付時にお渡しします。そのほかのカードを持っていない方は、免許証など身分証明でかかるものをお持ちの上、児童課へ。

★協賛店舗募集中



9月末現在、蒲郡公民館を新たに加えた市内の73施設（市ホームページでご確認ください）で利用できます。

児童虐待防止推進月間

児童課 ☎ 66・1108

11月は「児童虐待防止推進月間」で、社会全体で子どもを守る啓発運動が全国で展開されます。皆さんの見守りと支援が児童虐待防止の力となります。

気になる子どもがいたら連絡してください。

①不自然な傷やあざがある

②衣服や体がいつも不潔である

③表情が乏しく笑顔が少ない

連絡先 家庭児童相談室（☎ 66・1213）東三河児童相談所（☎ 0532・54・6465）

夫やパートナーからの暴力、職場などにおけるセクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽に相談してください。

手当を振り込みます

福祉課 ☎ 66・1106

特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の8～10月分を11月10日㈪以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

◆外出先では「赤ちゃんの駅」
お子さん連れの方が外出中に、授乳やおむつ替えなどのために立ち寄ることができる施設「赤ちゃんの駅」。

相談担当者 人権擁護委員

相談専用電話
☎ 0570・070・810

問合先 名古屋法務局人権擁護部 ☎ 052・952・81111

放置自転車を撤去します

都市計画課 ☎ 66・1141

11月は「放置自転車クリーンキャンペーん」月間です。

この期間中、市では駅周辺および公共駐輪場に放置している自転車の撤去を行います。

自転車を長期間放置されている方は、速やかにお持ち帰りください。

と き 11月7日(金)～21日(金)

ところ 市内16カ所の公共駐輪場

整理方法 公共駐輪場に置かれている自転車に調査札を取り付けます。その後、2週間経過しても札が付いている自転車を保管場所へ移動します。

と き 11月中

ところ 市内16カ所の公共駐輪場

※縦覧期間中、縦覧内容に対して意見のある方は、意見書を提出することができます。

都市計画変更案の縦覧

都市計画道路名豊道路を変更するにあたり、変更案を縦覧します。

と き 11月7日(金)～21日(金)

ところ 都市計画課（新館3階）

愛知県最低賃金の改正

観光商工課 ☎ 66・1119

愛知県最低賃金は、10月1日から時間額800円に改正されました。

日給制、月給制労働者の場合、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額800円と比較します。また、愛知県の特定（産業別）最低賃金（7業種）については、現在、調査審議中ですので、今後の改正状況に注意してください。

問合先 豊橋労働基準監督署（☎ 0532・54・1192）

※盗難自転車が発見されることがあるので「自転車防犯登録」は必ず行いましょう。